

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年6月29日

【会社名】 三共生興株式会社

【英訳名】 SANKYO SEIKO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三木秀夫

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 神戸市中央区江戸町101番地

(注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記の大阪本社で行っております。

【縦覧に供する場所】 三共生興株式会社 大阪本社

(大阪市中央区安土町二丁目5番6号)

三共生興株式会社 東京本社

(東京都中央区日本橋富沢町11番12号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長三木秀夫は、当社の第72期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。